

葛飾区子ども・若者総合計画（素案） 概要 1

1 計画策定の趣旨

第1章

全ての子ども・若者は、未来を担うかけがえのない存在です。区の持続的な発展を図っていくためにも、区全体で子ども・若者の健やかな成長を支える取組が求められます。

現行の「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」及び「葛飾区子ども・若者計画」の理念や目標を踏まえ、両計画を一体化した「葛飾区子ども・若者総合計画」を策定することにより、子ども・若者や子育て支援施策の更なる充実を図っていきます。

2 計画の位置付け

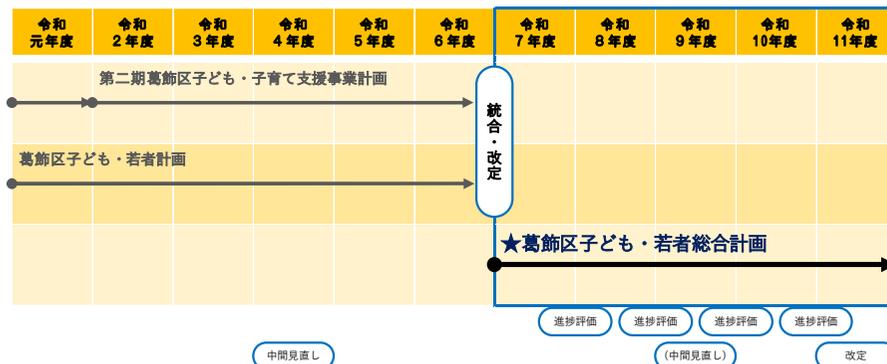
第1章

法律名	条項	計画
こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画
子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画
児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画
区の計画等		
葛飾区基本構想		
葛飾区基本計画		
葛飾区子どもの権利条例		
葛飾区子ども・若者基本構想		
葛飾区地域福祉計画		
その他の行政計画		

葛飾区子ども・若者総合計画

3 計画期間

第1章



4 基本目標

第3章

葛飾区子どもの権利条例

子どもの権利を大切に守っていくための基本となる事項を定めることにより、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、葛飾区全体で子どもの健やかな成長を支えていくための条例

基本理念

第3条 子ども権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。

- (1)子どもの命が守られ、安全及び安心な環境の下、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育及び生活の支援を受けること。
- (2)子ども自身が自分の意見を自由に表明することができ、子どもの年齢及び成長の程度に応じて、十分に尊重されること。
- (3)子どもに関することが決められ、行われるときにおいて、子どもの最善の利益が優先され、及び考慮されること。
- (4)子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

葛飾区子ども・若者基本構想

区の政策・施策などを、子ども・若者や子育て支援の視点から横断的に捉え直して、総合的なまちづくりを推進していくための指針

理念

- 子ども・若者一人一人の状況に応じた切れ目のない支援を行います。
- 子ども・若者が安全・安心・快適に暮らし続けられる環境を整えます。
- 子ども・若者が夢や希望に向かってチャレンジし、将来にわたって活躍できる環境を整えます。

葛飾区子ども・若者総合計画 基本目標

子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、支えるまち「かつしか」

子ども・若者が主体的に「成長・自立」が出来るよう、区や事業者、地域団体等が連携・協働しながら、全ての子ども・若者の「成長・自立」に寄り添い、時には支えています。

5 施策の体系

◎：子育て支援に関するアンケート調査における課題に対応した施策
 ☆：少子化対策に関する区民意識調査における課題に対応した施策

ライフステージごとの事項

基本方針1 若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

妊娠・出産・子育てを希望する若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう、それぞれのニーズに応じた切れ目のない支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 少子化対策に関する支援（☆）
- 施策② 親子の健康づくりの推進（☆）
- 施策③ 相談支援体制の充実（◎）
- 施策④ 子育て家庭への総合的な支援（◎）
- 施策⑤ 仕事と子育ての両立支援
- 施策⑥ 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実（◎・☆）

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

就学後の子どもや若者が、自身の持つ個性や能力を生かし、自己の可能性を最大限発揮できるよう、子どもの健やかな成長を支える支援や若者に関する支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 成長に応じた支援（◎）
- 施策② 確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成
- 施策③ 不安や悩みを抱える子どもへの支援（◎）
- 施策④ 若者の生活支援（☆）
- 施策⑤ 不安や悩みを抱える若者への支援（◎）

ライフステージを通じた事項

基本方針3 困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します

子ども・若者の将来が、生まれ育つ環境の困難によって閉ざされることがないように、様々な困難に応じた支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 障害等に関わる困難への支援（◎）
- 施策② 子ども・若者が育つ家庭への経済的支援（◎・☆）
- 施策③ 貧困の解消に向けての支援（◎）
- 施策④ ひとり親家庭への支援（◎）

基本方針4 子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

子ども・若者が安心して過ごせる環境を整えるため、子ども・若者の権利や心身の安全を守るための取組を次の施策に位置付けます。

- 施策① 子どもの権利の保障（◎）
- 施策② 心身の安定・安心への支援（☆）
- 施策③ 子どもの安全の確保（◎）
- 施策④ 非行・犯罪防止への支援（◎）

基本方針5 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます

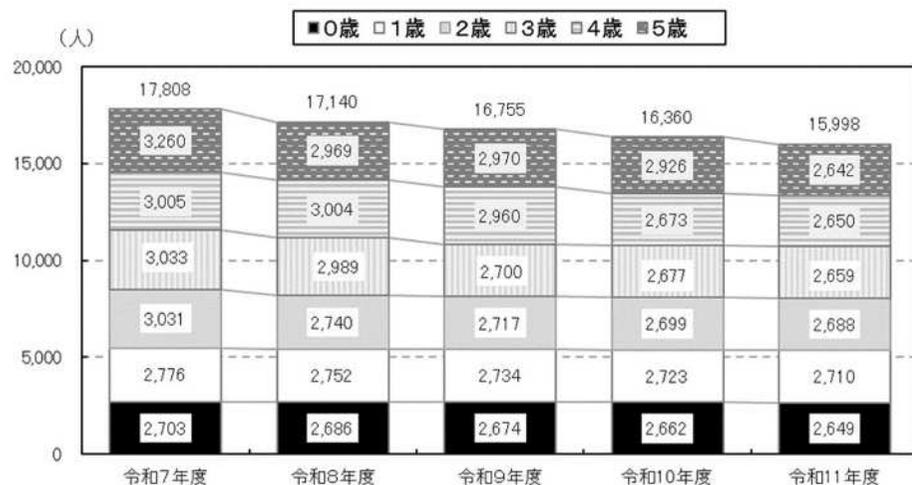
子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支えるため、関係団体における子ども・若者支援や安心して過ごせる居場所に関する支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 地域による子ども・若者への支援（◎・☆）
- 施策② 子ども・若者の居場所づくりの推進

基本方針 施策	事業名	新規	中期	基本方針 施策	事業名	新規	中期	基本方針 施策	事業名	新規	中期
3	困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します			4	ひとり親家庭への支援			5	子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます		
1	障害等に関わる困難への支援				ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業			1	地域による子ども・若者への支援		
	医療的ケア児への支援の促進				私立母子生活支援施設措置				企業向けセミナー		中期
	基幹相談支援センターを中心とした包括的相談体制の整備				ひとり親家庭自立支援（就労相談）				事業所向け啓発情報誌の発行		中期
	区内事業所と連携した障害者就労の促進		中期		ひとり親家庭自立支援（給付金）				ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業		中期
	障害児通所給付				ひとり親家庭相談				子育て支援ネットワークの構築		
	障害児幼児療育施設利用者の保護者負担軽減				ひとり親家庭等医療費助成				地域の子育てボランティアの活用		
	居宅訪問型児童発達支援事業				母子及び父子福祉応急小口資金貸付				葛飾区子ども・若者支援地域協議会		
	子ども発達センター事業				母子及び父子福祉資金貸付				子ども・若者活動団体支援		中期
	障害児に関するサービス利用計画作成				養育費受け取り支援事業				婚活イベント実施団体への支援	新規	
	保育所等訪問支援事業			4	子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます				子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
	保育所・学童保育クラブにおける障害児の受け入れ			1	子どもの権利の保障				食育リーダー研修会		
	就学前の子どもの発達相談				子どもの権利擁護事業				家庭教育関連事業		
	公園のバリアフリー化				子ども・若者の意見の施策反映に向けた取組				家庭教育講座		
	就学相談				児童福祉審議会の設置				学校支援ボランティア		
	特別支援教育推進事業				ヤングケアラーへの支援		中期		学校地域応援団活動支援事業		
	発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実		中期		里親委託等推進事業		中期		子ども会育成会活動支援		
2	子ども・若者が育つ家庭への経済的支援			2	心身の安定・安心への支援				青少年育成地区委員会支援		
	食料料金の保護者負担軽減				配偶者暴力防止事業		中期		青少年の地域参画の推進		
	多胎児家庭移動支援事業				健康総合相談「健康ホットラインかつしか」				地域の子ども会活動の充実		
	かつしか出産応援給付金給付事業				自殺対策事業				部活動の地域連携・地域移行		中期
	児童手当等事業				精神保健相談				かつしか区民大学		
	出産・子育て応援ギフト給付事業				育児グループの育成・支援				子ども・若者応援ネットワーク連携講座		
	多胎児用ベビーカー購入等費用助成事業				親と子の心の健康づくり				学校連携事業		
	幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業				子育て世帯訪問支援事業	新規	中期		かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備		
	実費徴収に係る補足給付を行う事業				子育て支援ボランティア派遣事業						
	私立幼稚園等の保育料等保護者負担軽減				児童相談の充実		中期				
	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実 （保育料の減免等）				養育支援訪問事業						
	認証保育所・認可外保育施設の保育料保護者負担軽減				要支援児童一時預かり事業						
	移動教室費等の無償化	新規			要保護児童対策地域協議会		中期				
	学校給食費の完全無償化			3	子どもの安全の確保						
	修学旅行費無償化	新規			子どもの防災意識の向上		中期				
	副教材費等の無償化	新規			地域安全活動支援事業（安全・安心情報メール）						
3	貧困の解消に向けての支援				妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり		中期				
	生活困窮者家計改善支援事業		中期		交通安全運動の推進						
	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【学習環境整備支援費の支給】				安全・安心な公園づくり						
	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【学習・相談ボランティア派遣費用の支給】				子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援						
	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【大学等受験料の支給】			4	非行・犯罪防止への支援						
	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【若者社会参加支援交通費・登録料・利用料の支給】				薬物乱用防止啓発						
	高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成		中期		社会を明るくする運動						
	入院助産										
	葛飾区奨学資金貸付事業										
	葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせん										
	就学援助										

6 0歳～5歳の推計人口

令和7年度から令和11年度までの0歳～5歳の推計人口を見ると、令和7年度は17,808人、令和8年度は17,140人、令和11年度は15,998人と計画期間中は減少傾向になると見込んでおります。



単位:人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	2,703	2,686	2,674	2,662	2,649
1歳	2,776	2,752	2,734	2,723	2,710
2歳	3,031	2,740	2,717	2,699	2,688
3歳	3,033	2,989	2,700	2,677	2,659
4歳	3,005	3,004	2,960	2,673	2,650
5歳	3,260	2,969	2,970	2,926	2,642
計	17,808	17,140	16,755	16,360	15,998

※国の計画策定の手引きを踏まえて、令和3年から令和6年の各年4月1日時点の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により算出した推計値。

7 教育・保育の量の見込み及び確保方策

本計画期間では、一部地域の一部の年齢で確保方策（定員）を上回る量の見込みとなっていますが、その他の年齢の確保方策（定員）の状況を踏まえ、新たな施設整備は行わず利用定員の弾力的運用等により対応します。なお、計画期間中に量の見込みと実際の保育需要が大きく乖離し、新たな施設整備等により保育定員を確保する必要が生じた場合には、計画の中間年を待たずに計画の見直しを行います。

単位:人

確保方策（定員）	区域	計画開始時	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	増減
1 教育・保育施設 保育所 認定こども園	区全域	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	0
	東部	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	0
	西部	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	0
	南部	3,526	3,526	3,526	3,526	3,526	3,526	0
	北部	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	0
2 地域型保育事業 小規模保育事業 家庭的保育事業等	区全域	322	322	322	322	322	317	△5
	東部	0	0	0	0	0	0	0
	西部	147	147	147	147	147	147	0
	南部	127	127	127	127	127	127	0
	北部	48	48	48	48	48	43	△5
3 その他 認証保育所	区全域	273	273	273	273	273	273	0
	東部	36	36	36	36	36	36	0
	西部	148	148	148	148	148	148	0
	南部	89	89	89	89	89	89	0
	北部	0	0	0	0	0	0	0
合計	区全域	13,030	13,030	13,030	13,030	13,030	13,025	△5
整備率 (定員/0～5歳人口)		73%	73%	76%	78%	80%	81%	

8 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

事業名		目標単位	計画 開始時	令和 7年度	令和 11年度	増減	
1	利用者支援事業	特定型	施設数	4	4	5	1
		こども家庭 センター型	施設数	12	12	12	0
2	時間外保育事業	施設数	132	132	132	0	
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)	入会児童数	5,104	5,254	5,867	763	
4	子育て短期支援 事業	ショートステイ 事業	施設数	1	1	1	0
		トワイライト ステイ事業	施設数	1	1	1	0
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	施設数	72	72	72	0	
6	一時預かり事業	幼稚園等	施設数	30	30	30	0
		保育所等	施設数	38	38	39	1
7	病児・病後児保育事業	施設数	11	11	11	0	
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	年間延べ 利用人数	1,677	1,677	1,677	0	
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	訪問指導員数	24	24	24	0	
10	養育支援訪問事業	事業者数	1	1	1	0	
11	妊婦健康診査事業	妊婦健診回数	14	14	14	0	
		超音波検査回数	4	4	4	0	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用					
13	多様な主体の参入促進事業	民間事業者による保育所 等設置件数(累計)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	
14	子育て世帯訪問支援事業	年間延べ利用人数	—	408	378	△30	
15	児童育成支援拠点事業	事業実施の検討					
16	親子関係形成支援事業	実人数	3	6	5	△1	
17	妊婦等包括相談支援事業	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	
18	乳児等通園支援事業	調整中	実施方策等の検討	調整中	調整中	調整中	
19	産後ケア事業	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	